



日本共産党市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

にこっと通信

第134号

2020年7月19日(日)
足利市田中町789
第3石川ビル3階
TEL(72)7848
FAX(71)8392

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡して下さい。

TEL090-8004-0577 TEL090-1690-5106

6月議会議案の賛否

議案No	内 容	おぜき	鳥井
第24号	特別職の職員等の給与に関する条例の改正	○	○
第25号	市税条例等の改正	○	○
第26号	市介護保険条例等の改正	○	○
第27号	市国民健康保険条例等の改正	○	○
第28号	市後期高齢者医療に関する条例の改正	○	○
第29号	市都市公園条例の改正	○	○
第30号	市有料駐車場条例の改正	○	○
第31号	市運動場条例の改正	×	×
第32号	市議会議員の議員報酬及び 期末手当の特例に関する条例の制定	○	○
第33号	一般会計補正予算(第2号)	○	○
第34号	一般会計補正予算(第3号)	○	○
第35号	国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○

会期は、5月29日から6月23日でした。

主な議案

- ①特別職等の給与条例の改正
- ②介護保険条例の改正
- ③国民健康保険条例の改正
- ④後期高齢者医療条例の改正
- ⑤市議会議員の報酬、期末手当の特例条例の制定
- ⑥一般会計補正予算(第2号、第3号)

6月議会報告

今議会は、新型コロナウイルスの影響と称して一般質問人数を制限され、無党派(3人)の代表として鳥井やすこが一般質問を行いました。

有料の利用者数・割合及び利用料総額 (2019年)

1、硬式野球場

項目	実績	うち有料	有料割合
利用件数	166件	12件	7%
利用人数	20932人	6040人	29%

*利用料総額:1,231,000円

新型コロナウイルス感染症の影響で、市民の収入が減っている中での引上げは延期するべきと提案して、条例改正に反対しました。

議案第31号は、総合運動場の陸上競技場及び硬式野球場改修工事を行ったことによる使用料の引上げ。足利市運動場条例施行規則の第5条は足利市、体育協会、小中学校体育連盟、市内小中学校、高等学校、短期大学、大学及び専修学校が正規教育課程として主催する体育又はレクリエーションの行事のために使用するときは、全額免除となっている。

コロナ禍の使用料引上げは延期を!



カンシランが今年も咲きました

2. 陸上競技場

	項目	実績	うち有料	有料割合
団体	利用件数	107件	23件	21%
	利用人数	28,637人	6,411人	22%
個人	利用人数	13,914人	13,914人	100%

*利用料総額:1,676,120円

*個人利用:陸上競技倶楽部、中・高生の部活利用が大半

陸上競技場の個人利用で、中・高校生の部活動は、有料になっています。教育は、限りなく無償化を求め、市民負担増を抑える努力が求められます。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと等による国民健康保険税の減免措置について

減免の対象となる方

	要件	免除額
対象世帯1	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯の方	全額
対象世帯2	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者(世帯主)の収入減少(*)が見込まれる世帯の方	一部を減額

*保険税が一部減額される具体的要件

世帯の主たる生計維持者(世帯主)について、下記の要件にすべて該当する世帯

- ①営業収入、農業収入、不動産収入、山林収入、給与収入で収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ30%以上、減少する見込み。
- ②前年の所得の合計額が1000万円以下。
- ③収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下。

申請には上記の理由に該当することを証明する必要書類の写しを必ず添付。

*介護保険料(65歳以上の方等)同様の減免措置があります。
問い合わせ:元気高齢課 介護サービス担当20-2270

問い合わせ先 足利市 保険年金課 国民健康保険担当
電話 7月31日まで 0284-20-2180(減免専用電話)
8月以降 0284-20-2147

鳥井やすしの一般質問

1. 子どもの環境について

① 学童保育

鳥井：感染拡大防止のために、学校の一斉休業が要請されてから、学童保育の現場でどのような対応がとられたか。受け入れ人数の変動等で不利益が生じていないか。学校再開後にも影響は引き続きあると思われるが、どのように対処する見通しなのか。

③ 学校

鳥井：学校再開は決まったが、児童生徒や保護者の中には、まだまだ不安を感じている方が少なくない。その声を聞き取る体制は整っているのか。

当局：教師は、日常のあらゆる場面で子どもたちを見つめ、寄り添いながら話を聞き、心と体の健康状態の把握に努めることが大切と考える。また、学習面での不安や悩みを持つ生徒の立場に立つて指導内容や指導方法の工夫に努める。子ども達が健康で安心して学校生活を送れるよう、学校環境づくりに努めていく。

② 保育所

鳥井：新型コロナウイルス感染症による、保護者の失業や、求職活動が思う様に進まずに認定切れになる保護者など、通常ではない状況が発生している。現状の対応状況はどうなっているか。

当局：保護者が失業した場合の認定の継続を行っている。コロナ感染症対策として、再度認定する等、就労できるよう対応している。



2. 市民生活への影響について

① 台風の影響19号との重複被害

鳥井：昨年の台風で被災した方で、今年のコロナウイルス感染症の影響を受けている方もいると思われるが、その点についての調査や対応は行われているか。

当局：新型コロナウイルス感染症に対する支援事業は、台風被害の有無に関わらずひとしく対象とするものである。

② 特別定額給付金

鳥井：DV被害者等で、住民票を移していない方々への特別定額給付金の申請用紙の発送状況等について聞きたい。

当局：配偶者からの暴力等を理由に避難している方は、住民票を移動しなくても、特別定額給付金を居住地で受け取れる。ホームページなどで4月30日までに申し出ることを呼びかけた。それを過ぎても特別定額給付金の申請期間中であれば申請が可能であり、一人でも多くの方々が特別定額給付金を受け取れるよう、引き続き対応していく。



③ 避難所

鳥井：コロナ対策が必要な中で、地震や台風による被害が発生した場合、今までは異なる避難環境を考える必要がある。そのことに付いての当市の対応状況はどの様になっているか。

当局：避難所職員のマスク着用や咳エチケットの徹底、避難所受付時の検温や体調確認を実施する、要配慮者や体調のすぐれない方への別スペースの確保を検討する。

④ 地域外来検査センター

鳥井：本市において、地域外来検査センターを開設する見込みはあるのか。また、開設後の活用方法等の検討は行われているのか。

当局：新型コロナウイルス感染症の第2波、第3波を見据え早期の開設が必要。検査需要の拡大に対応できる体制の確保が必要である。（6月22日に開設済み）

鳥井：（再質問）医療・介護などに従事する方たちの検査を積極的に進めることを検討できないか。

当局：エッセンシャルワーク従事者が不安なく仕事に従事することは重要。医師会及び県との協議を進めていく。

3. 新型コロナウイルス感染症による生活保護制度の運用について

① 生活保護申請の状況

鳥井：一昨年・昨年と比較して、申請の増減はどの程度あるか。申請する方達の傾向の変化があるのか。申請から受給決定までの所要日数に変わりがあるか。

当局：一昨年・昨年と比較して申請件数は増えていない。保護の決定までの日数は一昨年・昨年の26日から20日に短縮されている。現時点では保護申請数に大きな変化はないが、休業要請などによる収入の減少などにより、住居確保給付金や「緊急小口資金」の申請件数は急激に増えている。今後、保護申請が増加すると予測する。

③ 医療扶助について

鳥井：定期的な病院での受診が必要な方達への、今回配慮された点などがあれば聞きたい。

当局：生活保護法による医療扶助については診療依頼書を医療機関に持参することになっているが、新型コロナウイルス感染症の対応として、電話連絡により医療機関へ診療依頼を行うことで、人との接触機会を減らす対応を行っている。

② 申請手続きの対応

鳥井：厚生労働省からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止等のための保護業務等における対応について」（4月7日付）を受けた、本市の対応状況はどうなっているか。

当局：申請相談では時間が長くなるよう工夫している。訪問調査は最低限必要なもののみ実施する。自動車の保有についても弾力的な対応を行う。



再開されたフラワーパークを見学、きれいに咲いた花たちを堪能しました。

住民の声を議会に提案せず！

栃木県平和委員会から出されていた「日本政府及び国会に対し、日米地位協定の抜本的見直しを求める」よう意見書提出を要請する陳情書を議会に上程しませんでした。住民の声を無視する行為です。

鳥井：（再質問）生活保護制度のセーフティネットとしての役割を周知していくことは重要だと考えるが、生活保護を恥とするような偏見を取り除くことも大変重要。市長の考えを聞きたい。

市長：コロナウイルス感染症が長期化すれば、当然生活保護の動きにも影響を与えてくると予測できる。憲法で保障された最低限の生活を保障することは、政治と行政の役割だと思っている。セーフティネットとしてきちんとした援助ができるように、適切に対応していきたい。

お気軽に相談を！

国・県・市への要望をお聞かせください。
新型コロナウイルス感染症対策や身近な困りごとなどお気軽に声をおかけください。

連絡先
日本共産党市議団
おげき栄子 090-8004-0577
鳥井やすこ 090-1690-5106